

諮問庁：国立大学法人筑波大学

諮問日：平成28年8月30日（平成28年（独情）諮問第71号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（独情）答申第51号）

事件名：特定のコンプライアンス通報に係る「管理者自らの調査結果」を記した文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年6月15日付け筑大法訟務第16-49号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示文書の開示を求める。

イ 同様な法人文書を対象とした法人文書開示請求では、開示された。
当該の法人文書開示請求書、法人文書開示決定通知書及び開示物を添付する。

ウ 今回に不開示決定は、詐欺に等しい。300円返して、謝罪しろ。
（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書

ア 異議申立人は、コンプライアンス通報者として、諮問庁（筑波大学）が内規どおりの対応をしたかどうかを確認したいだけである。

諮問庁（筑波大学）は、敵対的に対応せずに、説明責任を果たしてほしい。

イ 諮問庁（国立大学法人筑波大学）が開示内容を変更する事は容認できない。以前の決定が間違いであったとするならば、関係者を懲戒処分しろ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分維持が適当と考える理由説明について

本件対象文書は、特定日に特定の内容で通報者から通報を受け、本学で受理（特定の文書管理番号を付して通報者へ受理通知）され、（開示請求当時）まだ調査結果通知がないとするコンプライアンス通報6件に関わる法人文書である。

当該法人文書の存否を答えることは、通報及び受理の日付、通報の内容、さらに受理通知に付された文書管理番号等から、特定個人である通報者が本学にコンプライアンス通報を行ったという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものである。

当該事実の有無は、法5条1号の個人に関する情報及び特定の個人を識別できる情報として不開示情報に該当する。また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、かつ同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、当該法人文書の存否を明らかにしないで、不開示とした原処分を維持すべきである。

2 審査請求書に対する補足説明

審査請求人は、以前同様の法人文書を対象とした法人文書開示請求を行った際には開示されたため、今回も開示決定すべきと主張する。

しかし、今回の請求対象文書は、前述の理由で存否応答拒否のため不開示とすべきであり、以前の決定が今回の決定を左右するものではないと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年8月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月28日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年10月25日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条1号により不開示とすべき情報を開示することになるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行っており、諮問庁は、これを妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性

について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、複数の特定のコンプライアンス通報に関し、通報及び受理の日付、通報の内容、当該通報の受理通知に付された文書管理番号及び「調査結果及び是正結果」の通知がない旨を明示の上、当該各通報に対する筑波大学の対応が記録された諸文書の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、筑波大学に対して上記各条件に合致するコンプライアンス通報が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

また、本件存否情報を公にした場合、各コンプライアンス通報の通報者及び被通報者に当たる各個人の知人、大学関係者等一定の範囲の者においては上記各個人の特定が可能となるおそれがあり、当該個人に関する通常他人に知られたくない機微な情報が明らかにされることとなって、その権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

- (2) 本件存否情報は、法5条1号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると認められ、また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。
- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋

別紙

受理されながら、筑波大学コンプライアンス推進規則（以下「規則」という。）20条に規定された「調査結果及び是正結果」の通知がない、下記6件のコンプライアンス通報に係る次の法人文書

- 1) 規則15条1項にある「管理者自らの調査結果」を記した文書
- 2) 規則15条1項にある「副学長等への調査を要請」した文書
- 3) 規則15条2項にある「調査チーム」の構成員を記した文書
- 4) 規則15条での調査の記録（議事録，調査資料，調書など）
- 5) 規則16条にある学長への報告書
- 6) 規則17条にある学長が行った措置を記した文書

通知がないコンプライアンス通報（6件）

- ① 特定日 A 通報（特定通報内容 A） 特定日 B 受理（特定文書管理番号 A）
- ② 特定日 C 通報（特定通報内容 A） 特定日 D 受理（特定文書管理番号 B）
- ③ 特定日 C 通報（特定通報内容 B） 特定日 D 受理（特定文書管理番号 C）
- ④ 特定日 E 通報（特定通報内容 B） 特定日 D 受理（特定文書管理番号 D）
- ⑤ 特定日 F 通報（特定通報内容 C） 特定日 G 受理（特定文書管理番号 E）
- ⑥ 特定日 H 通報（特定通報内容 D） 特定日 I 受理（特定文書管理番号 F）